

会員及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は定款第6条及び第8条の規定に基づき、一般社団法人日本言語聴覚士協会（以下「当法人」という。）の会員の入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員、名誉会員、準会員の4種とする。

2 前項に規定する以外の団体で、当法人の目的および事業に賛同し、当会発行の学術誌「言語聴覚研究」を講読する者は理事会の承認を経て、講読会員となることができる。

(入会金及び年会費)

第3条 正会員は当法人に入会するときに入会金 3,000 円並びに、年会費を納入しなければならない。なお入会金の納入は正会員のみとする。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 賛助会員 1 口 20,000 円とし、個人 1 口以上 団体 2 口以上
- (3) 名誉会員 なし
- (4) 準会員 5,000 円
- (5) 講読会員 8,000 円

3 前項の規定にかかわらず、資格取得年度に正会員として入会する者は、当該年度の年会費を 5,000 円とする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は社員総会の議決を経て行う。

付 則

この規程は平成 21 年 9 月 13 日から施行する。